

美作大学・美作大学短期大学部と岡山県教育委員会津山教育事務所の
連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 美作大学・美作大学短期大学部（以下「甲」という。）と岡山県教育委員会津山教育事務所（以下「乙」という。）とは、美作地域創生に係る包括連携協定の趣旨にのっとり、美作地域の人材育成を目的に、教員の養成及び資質・能力の向上等に関して連携協力をを行い、美作地域の教育の充実・発展を図る。

(連携内容)

第2条 前条の規定に基づき甲と乙が連携協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 教員養成に関する事項
- (2) 教員研修に関する事項
- (3) 学校教育上の諸課題への対応に関する事項
- (4) その他双方が必要と認める事項

(連携の方法)

第3条 甲と乙は、連携に当たってそれぞれ職員の派遣及び受入れについて協力するとともに、自らの有する施設等の利用についても、業務に支障のない範囲で双方便宜を供するものとする。

(経費)

第4条 前条に規定する連携に当たり、それに係る経費については、甲乙それぞれが負担する。ただし、職員の派遣経費は、要請した側が負担する。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも別段の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

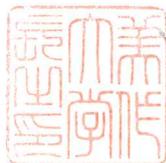
第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲と乙は協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有するものとする。

令和元年7月29日

美作大学・美作大学短期大学部
学 長

鷄崎 実



岡山県教育委員会津山教育事務所
所 長

岩崎 政則

